

令和8年7月22日（水）

於・水産庁中央会議室

第33回

農林水産省国立研究開発法人審議会

水産部会

水産庁 研究指導課

午後1時30分 開会

○大越部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第33回国立研究開発法人審議会水産部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様方には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則の定めにより、水産部会長が議長となって議事を運営することとなっておりますので、本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速であります、議事に入ります前に、事務局から本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況等の報告をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁研究指導課計画班の鈴木です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本部会の成立に関しましては、農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条におきまして、会議を開く要件として「委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること」と規定されており、本部会においてもこれを準用することとされております。

本日は、当該規定の対象となる委員2名のうち1名、臨時委員3名のうち2名、計3名の方に御出席を頂いておりますので、本部会の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

また、宮川臨時委員、久賀専門委員及び水澤専門委員におかれましてはウェブでの御出席、濱崎委員、松本臨時委員及び高須賀専門委員におかれましては、所用のため欠席となっておりますことをお知らせいたします。

最後に、ウェブで御出席されております委員及び法人等の皆様に御連絡ですが、御発言の際にはウェブ会議システム上で「挙手ボタン」をクリックし、発言の意思をお示しいただき、部会長の御指示に従って御発言いただきますようお願いいたします。御発言されるまで音声はミュートに設定していただき、御発言の間のみミュートを解除していただきますようお願いいたします。音声トラブル等がある場合には、ウェブ会議のチャット機能にて事務局までその旨をお知らせください。

以上となります。

○大越部会長 ありがとうございます。

本日の部会は成立していることを確認いたしました。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 資料の確認でございますが、本日の部会もウェブ方式と対面方式との併用により開催しておりますので、ウェブで御出席の皆様には、事前にお送りしました電子ファイルを御覧いただき、会場のメインテーブルにて御出席の皆様には、お手元のタブレットを御利用いただきたいと思います。

なお、資料一つずつの確認は省略させていただきます。

また、会場のメインテーブルに御出席の皆様には、第33回国立研究開発法人審議会水産部会資料一覧と記載している1枚、議事次第と記載している1枚、委員等名簿と記載している1枚、出席者名簿

と記載している1枚、座席表と記載している2枚の両面印刷、計3枚を紙媒体で配付しております。
委員の皆様におかれましては、問題等ございましたら事務局までお申しつけくださいますようお願いいたします。

また、本日の議事につきましては、後日議事録案を取りまとめ、その内容につきまして改めて委員の皆様への御確認を得た上で、水産庁ホームページにて公開いたしますので、御了承願います。

○大越部会長 ありがとうございます。

続けて、議事に入りますが、本日は諮問事項が2法人分ありますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日審議いたします諮問事項につきましては、「農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について」の第2条第1項の規定に基づき、部会の議決に関して、ほかの部会との調整を要するとき以外は、水産部会の議決をもって審議会の議決とみなすことになっております。

北方領土問題対策協会につきましては、前回の水産部会後に頂いた追加質問への回答、資料5がありましたので、お手元に配付しております。これについて、更に質問等ございますでしょうか。

それでは、農林水産大臣からの諮問事項である議事（1）令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）につきまして、水産庁から説明をお願いいたします。

○鈴木企画調整担当 水産庁水産経営課、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

北方領土問題対策協会の令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）について御説明いたします。

まず、北方領土問題対策協会は、内閣府と農林水産省の共管となっております。内閣府が全ての業務を所管し、農林水産省は融資業務のみ所管しております。そのため、7月29日に開催予定の内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会でも、融資業務を含めた全体の業務実績の評価を受けることとなっております。

それでは、令和7年度業務実績に対する大臣評価（案）について御説明いたします。

資料1-1の1ページ目、整理表を御覧ください。

左から主な評価軸、指標等、法人自己評価、大臣評価案、委員の皆様からの御意見及び評価の順で記載されております。

左に戻りまして、主な評価軸、指標等の欄には、主な定量的指標として二つ記載されております。一つ目は融資の相談等の件数を前中期目標期間最終年度相談件数以上とする。二つ目は、金融再生法開示債権比率を委託金融機関の金融再生法開示債権比率の平均値以下に抑制するということになっております。

その他の指標については四つございます。一つ目は、融資対象者や承継手続ができる可能性の高い世帯へ、ダイレクトメールや協会ホームページ等の各種媒体や手段で融資事業の制度や内容を周知しているか。二つ目は、ダイレクトメール等の発送後、借入れ需要が見込まれるものに対してフォローコールを実施しているか。三つ目は、融資相談会は休日を含めた開催を2回行っているか。四つ目は、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じて融資メニューの見直しを実施しているかでご

ざいます。

評価の視点については三つございます。一つ目は、融資対象者による適切な融資制度利用が図られているか。二つ目は、借入者の返済能力等を勘案し審査を行っているか。三つ目は、債権管理を適切に行っているかの三つでございます。

法人の自己評価につきましては、先般、北方領土問題対策協会より御説明いたしましたので、この場では省略させていただきます。

主務大臣評価案につきましては、資料1－2の年度計画に記載された項目ごとに御説明させていただきます。

一つ目、融資の相談件数についてでございますが、借入資格者や資格承継対象者に対してダイレクトメールを計8回、1万7,031件発送し、フォローコールを実施したほか、融資相談会や説明会を実施したことにより、令和7年度の融資相談件数は514件となっております。目標値である前中期目標期間最終年度である令和4年度の472件を上回っており、目標を達成しております。

二つ目、関係金融機関との連携強化につきましては、関係金融機関との実務担当者会議の開催や、現地訪問により情報収集やニーズの把握を行うなど、連携強化を図っており、所期の目標を達成していると認められます。

特に令和7年12月に発生した青森県東方沖を震源とする地震の際も、地元金融機関から情報収集の上、被災した借入資格者のための電話相談窓口を開設し、ホームページで周知するなど、社会情勢に合わせた柔軟な対応を行っており、借入資格者に寄り添った親身できめ細やかなサービスを提供していると認められます。

三つ目は利用者ニーズの把握についてでございますが、千島連盟支部長啓発推進融資業務研修会などを通じて、借入資格者からの意見、要望等の収集や、北方領土隣接地域の漁協から融資制度利用のヒアリングを実施し、漁業資金や生活資金の融資メニューの見直しを行っており、利用者ニーズに対応していると認められます。

四つ目でございますが、融資事業の適切な維持・継続につきましては、融資利用者に対する親身な相談対応や適切な審査に努めているほか、回収面では定期的な督促励行を行うなど、関係金融機関との情報連携を図った結果、定量的指標である貸付債権に占める金融再生法開示債権比率は1.05%となっており、目標値である委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率3.81%以下に抑制されており、所期の目標を達成しております。

このことから、北方地域旧漁業権者への融資について所期の目標を達成していると認められることから、主務大臣評価案の評定をBといたしました。

また、今後の課題ですが、引き続き親身できめ細やかな相談対応やサービスを行うとともに、各方面への情報収集や関係機関との連携を通じて利用者ニーズを把握し、現在の融資メニュー全般に関する分析結果、借入資格者からの要望、公的機関等の統計データ及び社会情勢を勘案し、融資メニューの見直しを検討していくことが必要であると考えております。

委員の皆様から頂いております御意見につきましては、一番右側に記載しておりますが、大臣評価案のBは妥当であるとの御意見を頂いているところでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○大越部会長 ありがとうございます。

それでは、北方領土問題対策協会の令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）について、水産部会としての意見を取りまとめたいと思います。

審議事項の業務実績に関する大臣評価（案）については、事務局より事前に資料が送付され、委員各位には意見照会が行われております。これを受けた各委員からの意見について、大臣評価（案）に対する修正や疑義はなく、大臣評価は妥当である旨一致しておりますが、この場で何かございますでしょうか。

ほかに御意見がないようですので、ただいま審議した事項について、水産部会として大臣評価（案）のとおりとすることを確認したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上により、北方領土問題対策協会の令和7年度業務実績評価に関する大臣評価（案）に対する答申については、水産部会として、「妥当である」といたします。よろしく願いいたします。

また、北方領土問題対策協会の令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）に対する本部会の農林水産大臣への答申の手续につきましては、部会長である私に御一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、北方領土問題対策協会に関する大臣評価（案）の審議は以上となります。関係の皆様、どうもありがとうございました。

では、次に予定される水産研究・教育機構に関する大臣評価（案）の審議の前に、5分間の休憩を入れたいと思います。事務局におかれましては、座席入替えの準備をお願いいたします。ほかの皆様におかれましては、御休憩ください。

午後1時45分 休憩

午後1時50分 再開

○大越部会長 準備はよろしいでしょうか。

それでは、議事を進めます。

水産研究・教育機構につきましても、前回の水産部会後に頂いた追加質問への回答、資料5がありましたので、お手元に配付しております。これについて更に質問等ございますでしょうか。

ないようですので、それでは農林水産大臣の諮問事項である議事（2）水産研究・教育機構の令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）に入ります。

これにつきましては、事務局から事前に資料が送付され、委員各位から意見を頂いております。

まずは、水産庁より大臣評価（案）の説明をお願いいたします。

○松田課長 水産庁研究指導課長の松田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

水産研究・教育機構の令和7年度の業務実績に関する大臣評価（案）について御説明させていただきます。

資料は2-1と2-2が関係あります。まず、資料2-2の4ページ目、様式2-1-3と左上に書いてあるものですが、項目別の評価総括表というのを御覧いただければと思います。

令和3年度から5年間、令和7年度までの評価を一覧で載せております。様式上の都合で第3から始まっておりますけれども、第1は中間目標管理法のため該当がありません。それから、第2は評価の概要となるということで、国立研究開発法人の評価についてはこの項目の第3から始まります。第3から第6までございまして、第3-1（2）「水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発」をS評価、それから同じく第3-2の水産大学の「人材育成業務」をB評価、それ以外をA評価としております。第4と第5についてはB評価、それから第6ですけれども、1の「ガバナンスの強化」と5の「環境対策・安全管理の推進」をC評価、それ以外をB評価としております。Bが普通というか、基本のところなので、B以外のところを中心に、評価を付けた理由を簡単に御説明申し上げます。

まず、第3-1（1）「水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発」でございます。

ここでは特に栄養塩不足による生産力の低下が懸念される内湾域において、河川栄養塩供給量と海域栄養塩量とのミスマッチのメカニズムを解明したこと。それから、調査船等により蓄積した約50年間の海洋観測データを解析し、日本海で進む温暖化と春の低塩化を発見したことは顕著な成果として評価し、更に我が国周辺資源の調査評価についても着実に実施していることから、A評価といたしました。

次に、（2）「水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発」でございます。

ここでは特にニホンウナギの人工種苗について、新たな種苗量産用水槽を開発し、旧水槽から約10倍の生産に成功、コスト面でも約20分の1に削減したということで、社会実装に向けて大きく進展したこと。麻痺性貝毒検査において、毒性が強く、取扱いが厳しく制限されているサキシトキシン群の代わりに、安全に使える機器分析用標準物質を開発して市中供給を可能にしたことにより、機器分析や貝毒モニタリングの普及を促進したこと。魚病対策について、サケ科魚類の特定疾患で、日本未侵入のピシリケッチア症の低コストかつ高感度の診断法を開発したことなどを特に顕著な成果として評価し、S評価としました。

（3）の「漁業・養殖業の新たな生産技術定着のための開発調査」でございます。

ここでは特にさんま漁船によるアカイカ釣りの兼業の実施と採算性を実証したこと。大中まき網漁業で東シナ海の夏場の複雑な潮流にも対応できる改造網の開発と長期冷凍保存技術との併用により1航海当たりの利益を2.3倍にできることを実証したことで、効果的に商用操業まで進展したということとは顕著な成果として評価し、A評価としました。

次に、第3-2の水産大学の「人材育成業務」でございます。

ここでは二つの定量的指標のうちの一つ、「就職内定者の水産業関連分野への就職割合80%以上」を達成できなかったため、本来はC評定となるところでございますが、教育等を通じて学生自らが成果を上げるという目標達成の困難性や、学校による水産業への志向性の動機付けや、個々の学生に対するきめ細かな就職指導などの努力を行っていること。この就職割合は79.3%、僅かに下回っていたということを踏まえて、一つ引き上げてB評定としました。

次に、第3-3の「研究開発マネジメント」でございます。

ここでは特に研究戦略部を中心とした研究開発全体の企画調整機能の発揮により、組織横断的な連携や民間企業とのマッチング・調整を円滑に進め、ニホンウナギの人工種苗技術等の研究開発や普及を加速化させたこと。戦略的に北太平洋における水産科学分野の国際連携を推進し、カナダ漁業海洋省との間で研究及び技術協力の覚書を締結したこと。養殖マガキの大量へい死という突発的な事案に対し、発生要因の早期発見に資するため、法人が関係府県との間で構築していた連携体制を活用して、早期に対応に着手したことを顕著な成果として評価し、A評定としました。

このほか、第6-1の「ガバナンスの強化」でございます。

ここでは令和7年6月に合否判定に影響する出題ミスが判明したことは、既に事前の外部業者による試験問題の検証の決定等の是正措置が行われておりますけれども、社会的影響が大きく、法人全体の信用を失墜させる事象であるためC評定としました。

このほか外部通報事案についても、通報受理後に調査を行いましたけれども、担当者の異動により通報者側への対応が数か月滞る事態が発生したことも、内部規程の改正等の規制措置が行われておりますけれども、大きな問題です。

最後に、第6-5の「環境対策・安全管理の推進」でございます。

こちら重大な労働災害として、令和7年6月に潜水作業中の職員の死亡事故が発生したことは、労基署による安全指導等が行われ、関係規程や潜水マニュアル等の整備等の是正措置が行われておりますけれども、社会的影響は大きく、法人全体の信用を失墜させる事象であるため、C評定としました。

以上により、総合評定につきましても、水産庁長官通知に基づく各項目の評定の積み上げによる算定結果自体はAとなりますけれども、特に職員の死亡事故については、水産研究の中核的な機関でありながら、当然に行われるべき安全衛生管理が不十分であり、リスク回避の点検等の仕組みに実効性が担保されていなかったということは、社会的影響が大きく「法人全体の信用を失墜させる事象」であり、大きな問題であったことを踏まえて、一つ引き下げてB評定としました。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大越部会長 ありがとうございました。

それでは、水産研究・教育機構の令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）について、水産部会としての意見を取りまとめたと思います。

大臣評価（案）に対して各委員から事前に御提出いただいた意見については、事務局が整理表に取

りまとめておりますので、御確認ください。

これについて、事務局より補足等ありましたら、御説明お願いいたします。

○鈴木課長補佐 今回、委員の皆様から頂いた御意見を整理した結果につきまして御説明いたします。

資料２－１の整理表及び資料４の事前質問一覧を御覧ください。整理表は評価書の記載内容をそのまま並べて整理したものに、委員からの御意見等を追加したものとなります。また、評価書の各項目の審議会の意見への記載内容につきましても御審議いただく必要があるため、当該整理表を委員等意見の欄の各項目に委員の皆様から頂いた意見を取りまとめた事務局案を提出させていただいております。

さらに、修文や回答を要する御意見につきましては、水産庁からの回答と併せまして、整理表とは別に資料４の事前質問一覧を作成しております。こちらの事前質問一覧につきましては、公表予定の本日の議事録の一部として取り扱うこととしております。

それでは、資料２－１の整理表に戻りまして、最初の記載にある総合評価につきましては、委員等の意見のところで、高須賀委員から大臣評価に係る部分について妥当であるという旨の御意見を頂いております。

次に、項目第３－１（１）です。こちらは高須賀委員より大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第３－１（２）です。こちらは大越部会長から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第３－１（３）です。こちらは高須賀委員から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第３－３です。こちらは大越部会長から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第４－１です。こちらは横田委員から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第５－３です。こちらは宮川委員から評価Ａでもよいではないかという御意見を頂きました。こちらは委員の間で評価Ａと評価Ｂという意見が分かれております。

また、横田委員から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第６－１です。こちらは横田委員から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第６－５です。こちらは横田委員から大臣評価に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

以上となります。

○大越部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、整理表と大臣評価案に基づき、項目ごとに確認いたします。

なお、冒頭の総合評定につきましては、項目ごとの確認の後に確認いたします。

それでは、各項目に入ります。

第3－1（1）についてですが、まずは評定以外のところで高須賀委員より事前に御意見を頂いておりますので、これについて委員御不在のため、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 高須賀委員の代わりに事務局の方から簡単に概要を説明します。

高須賀委員の方からは、この第3－1（1）のところで、この大臣評定案Aは妥当であるということです。ただし、その評定に至った理由のところ、評価軸1の栄養塩不足によるノリの色落ちの部分が、法人の方の業務実績等・自己評価からは読み取れなかったということで御意見がございました。これに対しまして、そのまま水産庁からの回答として説明させていただきますと、この大臣評価に関しましては、総務省の評価指針に基づきまして、主務大臣は年度評価及び中長期間評価におきまして、自己評価を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行うということと、主務大臣は当該国立研究開発法人の業務実績、目標・計画の達成状況等について自己評価書等による把握、分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性などを政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うとされており、自己評価に加えて現地調査や理事長ヒアリング等を実施して情報収集した結果も踏まえ、政策責任者の視点で改めて評価を行うということなので、法人が作成した自己評価等の整理とは必ずしも一致しないところがございますという回答になっております。

以上でございます。

○大越部会長 ありがとうございます。水産庁からの回答は今終わりました。

ただいまの委員からの御意見又は水産庁からの回答に関しまして、ほかの委員から何か御意見等ございますでしょうか。政策責任者の立場の視点からの評価も加わっているという説明でした。

また、水産研究・教育機構から何か補足等ございましたらば、御発言いただいて構いません。

評定につきましては、各委員いずれもAは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。

ほかに御意見等がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みます。

次に第3－1（2）についてですが、評定以外のところで私、大越より質問をさせていただいております。

令和7年度の評価と長期評価の整合性について確認を求めたものです。記載の内容がそれぞれのところで書いていただいているので、それを整合いたしますと、結局何社がシラスウナギ生産を行って、そのうち何社が顕著な成果があった若しくは成果があったのか、その数を確認したいという質問でした。現在までシラスウナギの生産に対し技術移転をしたのは何社で、そのうち成功した民間企業は何社なのかということでした。

それでは、これに対して事務局より御説明をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁から回答いただいております、こちらにつきましては大臣評価（案）の記載ぶりについては水産研究・教育機構の実績及び自己評価の記載に基づき作成しておりますが、法人側に確認しましたところ、第5期全体では技術移転を行ったのは5社、このうち3社が量産に成功し、うち1社が大量生産に成功したとのことでした。何か補足等あれば、水産機構の方であればお願いいたします。

○大越部会長 ありがとうございます。

それでは評価に入りますけれども、評価につきましては各委員いずれも大臣評価の黄色の案のところ、ずっと下になるのですが、各委員いずれもSは妥当としております。評価書記載案、審議会の意見として、「大臣評価Sは妥当である。」としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

次に第3－1（3）、高須賀委員より質問がございます。

これに対しては御本人不在のため、事務局から説明を頂いて、それに対して水産庁からの回答をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 高須賀委員が不在ですので、事務局の方から簡単に概要を説明します。回答も併せてこちらの方で説明させていただきます。

高須賀委員よりは、大臣評価（案）におけるこの（3）におきましても、評価根拠、評価軸に対する内容というところの法人の自己評価との根拠内容がかなり食い違っているということで、こちらは法人の自己評価の根拠とは別の内容を評価根拠としたという理解でよいかという御質問がございました。これに関しましては、先ほど第3－1（1）で回答いたしました内容と全く変わらないんですけれども、自己評価とこちらの大臣評価に関しましては、大臣評価の方は政策責任者としての視点を持ちながらの評価で改めて行っておりますので、食い違う内容が生じることはあり得るということで回答がされております。

以上です。

○大越部会長 ありがとうございます。

ただいまの委員からの御意見、御質問又は水産庁からの回答に関しまして、ほかの委員から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。水産研究・教育機構からも何か補足等がございましたら、御発言いただいても構いません。

特にないようですので、評価にいきます。

評価につきましては、各委員いずれもAは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。「大臣評価Aは妥当である。」、ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

第３－２、ここについては委員からの個別の意見はございません。

追加で何かございますでしょうか。

評定につきましては各委員いずれもＢは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見ございますでしょうか。「大臣評価Ｂは妥当である。」、ほかに御意見等ございませんでしょうか。なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に移ります。

第３－３、ここについては私、大越より質問が出ております。

これは文章の書き方をより明瞭にするよう御提案させていただいた、確認を求めたものでございました。これに対して水産庁より回答をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁の立場から回答させていただきます。

こちらの研究開発マネジメントのところで、大越部会長より御質問のありました文章のところなんですけれども、確かに御指摘のとおり、文章がよく分からなくなってしまうので、修正案として事前質問一覧の回答に記載させていただいたんですけれども、「令和７年度秋季に瀬戸内海において発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事前の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施した」ということに、「顕著な成果が認められる」と、ちょっとこの付け足したように記載した箇所により文章がよく分からなくなってしまうので、こちらを削りまして、「・・・実施した。」と実績としてこちらにそのまま記載する形で御提案させていただいたんですけれども、これについて更に修文とかの御意見がございましたらお願いしたいと思います。

○大越部会長 ありがとうございます。

ただいまの質問又は水産庁からの御回答に関しまして、ほかの委員から何か御意見等ございますでしょうか。

特にないようです。

それでは戻りまして、評定に移ります。

評定につきましては、各委員いずれもＡは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。「大臣評価Ａは妥当である。」、ほかに御意見等なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

第４－１、ここにつきましては横田委員より事前に御意見を頂いておりますので、これについて御説明をお願いいたします。

○横田臨時委員 私ですか。

○大越部会長 事務局。

○鈴木課長補佐 事務局でフォローします。

これは御意見というか、コメント的なもので。

○大越部会長 失礼しました。横田委員、すみません。

○鈴木課長補佐 御本人が。

○大越部会長 はい、御本人いらっしゃいますので、御本人より簡単に御説明いただければと思います。

○横田臨時委員 ありがとうございます。

これ全然疑問でも何でもないので、余計なことを書いたかもしれないです。

○大越部会長 事務局でしょうか、水産庁でしょうか。

○鈴木課長補佐 事務局から。このコメントを頂いていましたので、一応こちら、この審議会の意見のところで一応コメントとして残させていただいたんですけれども、こちらでちょっと御審議いただければと思います。

○大越部会長 ありがとうございます。それでは、評定の方に移りたいと思います。

審議会の意見として、「大臣評価Bは妥当である。厳しい状況の中、経費の削減に努めていることが理解できる。」、事務局より提示のあったこの評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。

特に御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

第5－1から2ですが、ここについては委員からの個別の意見はございませんでした。追加の御意見、御質問がございましたら、御発言いただければと思います。

それでは、評定ですが、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。「大臣評価Bは妥当である。」、ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

次に第5－3、ここにつきましては宮川委員より御意見を頂いております。

それでは、宮川委員より御説明いただきまして、その後に水産庁より回答をお願いしたいと思います。

○宮川臨時委員 書いているとおりなんですけれども、自己収入の額が令和6年度よりも大幅に上回っているということです。評価はBではなくてAでもよいのではないかということで意見を出しました。

○大越部会長 それでは、御回答をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁から説明いたします。

ここに関しましては、令和7年度の自己収入が増大した理由につきましては、そのほとんどが海洋

水産資源開発事業における漁獲物の販売収入となっています。この収入に関しましては、海洋水産資源開発事業の実施に当たり例外的に認められております収入項目となっております、要はその事業を実施して、副次的なものとして漁獲があると。その漁獲があった魚を売った収入がここに入ってくるんですけども、これはあくまでも漁獲とか漁獲物の販売を第1目的として事業を実施することはできないものになっておりまして、つまりそういうことは自己収入といいましても経営努力による自己収入の増加とはみなしておらず、B評価としております。

○大越部会長 ありがとうございます。

宮川委員、よろしいでしょうか。

○宮川臨時委員 はい、今の御説明は理解いたしまして、評価Bというのも理由が分かりました。

そうなりますと、大臣評価（案）の評価に至った理由のところが自己収入額について漁獲物収入増加の取組が着実に実施され大きく上回ったというような書き方になっているのが、少し漁獲物収入自体が主たる事業かのような印象を持つ部分かと思いますので、修正を検討されてもいいのではないかと考えました。

○大越部会長 いかがでしょうか。

○松田課長 ありがとうございます。

確かに委員言われるように、評価案の文章とさっきの説明では若干齟齬があるというか、ニュアンスが異なるので、ちょっと修文を考えたいと思います。よろしくお願いします。

○大越部会長 御回答ありがとうございます。

それでは、この箇所については修文をお考えになるということで確認です。

追加で、水産庁、事務局ですか。

○鈴木課長補佐 水産庁です。補足、すみません。

修文をこの場である程度決めさせていただきたいんですけども、確かに今の御説明のとおりだと思いますので、この修文に関しましては、今着実に実施され令和6年度の自己収入を大きく上回ったという記載になっていますけれども、これを着実に実施されたという形で修正したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大越部会長 ありがとうございます。

ただいま水産庁の方からその修文の案が出されました。この文章で、「自己収入額について、漁獲物収入増加の取組が着実に実施された。」というふうに修文するということです。これに対して御意見ございますでしょうか。

横田委員、お願いいたします。

○横田臨時委員 全然それで構わないんですけども、一つ質問があって、令和6年からすぐ令和7年で金額的には上がっているんですよ、確かに。それって漁獲量がすごく多かったという意味ですか、それとも値上がりによってこんなに多くなったんですか。

○山下開発調査センター所長 開発調査センター所長の山下と申します。よろしくお願いします。

昨年度はカツオの海外まき網漁業と、カツオの遠洋カツオ一本釣り漁業の調査をしており、その漁獲量がよかったということが1点で、漁獲量がいいと単価が下がるのが当たり前なんですけれども、ほかの世界的なカツオの状況等でカツオの値段が比較的上がっている状況で、量と単価と両方ともたまたまよかったということで、想定以上に漁獲金額がよかったということになります。

もう1点、補足させていただきますと、先ほどの質問にも関連するんですけれども、開発調査センターは、民間の業者がリスクが高くてできないチャレンジングなことをやっています。ですので、漁獲物収入を目当てにしているわけではないんですが、様々な取組が当たれば漁獲物収入が増えるという仕組みになっています。ただ、一方で、例えば今まで使っていないような漁場に行ってみた、民間の業者が行きにくいところに行ってみた、それが外れると、どーんと下がるというようなこともある。そういった中で、昨年はうまくいって、漁獲物収入が多かったということになります。

○横田臨時委員 どうもありがとうございます。

○大越部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの委員からの御意見又は水産庁からの回答に関しまして、ほかの委員からは何かございますでしょうか。

特にないということで、それではそのほかですけれども、ここの部分については横田委員より御提案いただいています、先ほど御本人からの。

○横田臨時委員 削っていいと思います。誤解を受けるので。

○大越部会長 という御意見がありましたけれども、横田委員の方からは自己収入の増額がこれまでよりも大きくなったことは注目に値するという御意見を頂いております。

それを受けまして、評定につきましては先ほど御確認させていただきましたけれども、各委員、いずれもBは妥当ということだったと理解しております。

事務局より提示のあった評価書の審議会の意見ですね。大臣評価Bは妥当であるというふうな結論にこの場でなると思うんですけれども、これについて御意見等ございますでしょうか。

○横田臨時委員 すみません、横田です。

○大越部会長 横田委員、お願いいたします。

○横田臨時委員 下に書いてあるのは、さっきのお話ですと、注目してはいけないのかもしれないので削っていただいて大丈夫です。申し訳ありません。事情が分かったので。かなり大きくなっていたのですごいなと思ったんですけれども、先ほどのような事情があることはよく分かりましたので削っていただければと思います。お手数お掛けします。よろしくお願いします。

○大越部会長 横田委員、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。ここの審議会の意見といたしまして、大臣評価Bは妥当である、で、コメントのところは削除、という御提案が出ております。いかがでしょうか。

これはここでこのように御提案させていただきますというふうに申し上げてよろしいのでしょうか。宮川委員、よろしくお願いします。

○宮川臨時委員 すみません。もともとAではないかというふうに書いていたんですけれども、私も御説明を聞いてBで妥当だと考えますので、御提案のとおりでよろしいと思います。

○大越部会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

水澤委員、すみません、よろしくお願いいたします。

○水澤専門委員 すみません。先ほど横田委員の御意見、注目に値するということについて削除をしたいというお話がありまして、私も御説明伺って、上がるときもあれば下がるときもあって、ここを注目するというのはちょっと評価として妥当でないということもあるかもしれませんので、ここは削除をするということで私も賛成いたします。よろしくお願いいたします。

○大越部会長 ありがとうございます。

そのほか御意見のある方。水産庁からよろしくお願いいたします。

○鈴木課長補佐 先ほどの議論の修文案に関して、最終確認なんですけれども、こちらの大臣評価（案）の先ほどの御指摘があったところの修文案は、「自己収入額について、漁獲物収入増加の取組が着実に実施された。」ということで修文させていただいてよろしいでしょうか。

○大越部会長 それは、これからお聞きしようと思っていたんですけれども、ほかに御意見なければ、大臣評価（案）についてはただいま決定しました修正をしていただくこととして、事務局案のとおり、つまりは「大臣評価Bは妥当である。」、このとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにいたしたいと思います。

では、次に進みます。

第5－4、ここに関しましては、委員からの個別の意見はございませんでした。

いかがでしょうか。追加で何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、評定にいきます。

評定につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。

ほかに御意見なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みます。

次に第6－1、ここにつきましては横田委員より御意見を頂いております。これは質問ではなくてですね。「ハラスメントについての事項を引継ぎのためとするのは問題があると感じる。異動は組織にあるものであり、その中でも重要な事項が何かということを経営側から組織メンバーに伝えることは大変重要である。」このような御意見を頂いております。

これにつきまして、ほかの委員から何か御意見等ございますでしょうか。水産研究・教育機構、水産庁からも何か補足等がございましたら、御発言いただいても構いません。

特にないようです。評定につきましては、各委員いずれもCは妥当であるとしております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ありますでしょうか。

審議会の意見としては、「大臣評価Cは妥当である。ハラスメントについての事項を、引継ぎのためとするのは問題があると感じる。異動は組織にあるものであり、その中でも重要な事項が何かということを経営側から組織メンバーに伝えることは大変重要である。」とのコメントです。

ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。
水澤委員、お願いいたします。

○水澤専門委員 評価案に関する事とはまた別になるんですが、本当に細かいことで申し訳ありませんが、今ふと気付いたことがありますして、大臣評価（案）の文章の中ですね。評定に至った理由。そこですね。評定に至った理由の4行目ですね。「法人全体の信用を失墜させるであり」とあって、させるものという、「もの」が抜けているように思います。いかがでしょうか。

○大越部会長 御回答をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁から、すみません、御指摘のとおりです。脱字がございましたので、こちらは委員のおっしゃるとおり、「失墜させるもの」という形で修文したいと思います。よろしいでしょうか。

○大越部会長 水澤委員、よろしいでしょうか。

○水澤専門委員 はい、それでよろしいかと思えます。

○大越部会長 ほかの委員の皆様もいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

宮川委員、よろしくをお願いいたします。

○宮川臨時委員 すみません、今おっしゃった部分なんですけれども、「法人全体の」、その「法人」の前にかぎ括弧の始まりの部分がありますので、「失墜させるもの」の後にかぎ括弧閉じるが来るという理解でよろしいですか。

○鈴木課長補佐 そのとおりでございます。

○大越部会長 そのとおりだということでございますが、いかがでしょうか。

○宮川臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○大越部会長 そのほかございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見がなければ大臣評価（案）についてはただいま決定した修正をしていただく、修文をしたこととして、そのほかは事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みます。

次に第6－2、3、4、この部分については委員からの個別の御意見は届いておりません。

ここで新たに何かございますでしょうか。

評定につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。

ほかに御意見なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

「大臣評価Bは妥当である。」と。

ありがとうございます。それでは、次、進みます。

次に第6－5、ここにつきましては横田委員より御意見が届いております。これは質問ではなく、「大臣評価Cは妥当である。令和7年6月の潜水作業中の研究者の死亡事故については、組織として二度と起こさないことを念頭にあらゆる対応をすべきである。」という御意見が届いております。この委員からの御意見に関しまして、ほかの委員からいかがでしょうか。

それで、評価については各委員、いずれもCは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ありますでしょうか。審議会の意見としては、「大臣評価Cは妥当である。令和7年6月の潜水作業中の研究者の死亡事故については、組織として二度と起こさないことを念頭にあらゆる対応をすべきである。」と。

特にほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みます。

第6－6、ここにつきましては委員からの個別の意見は届いておりません。ここで改めて何か御意見等ございますでしょうか。

特にないようです。評価につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見、「大臣評価Bは妥当である。」、ほかに御意見なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、戻りまして最後に総合評価について確認いたします。

水産庁又は事務局より御説明お願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁の方から説明させていただきます。

令和7年度実績に係る総合評価につきましてはBといたしました。これは、各項目をこの水産庁長官通知に基づくウエイト付けにより集計した結果で計算した場合にはA評価になりますけれども、こちらを、特にこの職員の死亡事故等は、社会に影響を与え、信用を失墜させる事象があったということで、1段階引き下げてBとしております。

以上でございます。

○大越部会長 これを含めた大臣評価（案）の全体に対する御意見等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに特段ないようでしたら、ただいま審議した事項について。水産庁。

○鈴木課長補佐 1点だけ。先ほど高須賀委員の質問を頂いているのが1点御説明を飛ばしてしまいましたので、ここで改めて一つ、修文意見がございましたので、ちょっとお諮りしたいんですけども。

この第3－1（1）のところで、高須賀委員より、評価軸2「・調査船等による海洋観測で得られたデータは、大学等の外部研究機関が行う様々な研究に利用され、アカデミアへの貢献も大きい。」

はやや限定的に思えると。ここの修文案として、高須賀委員より、「・調査船等による海洋観測で得られたデータは、大学等の外部研究機関が行う様々な研究にも利用され、広範囲で学術研究の推進に貢献した。」ではどうかという御意見を頂いております。

これに関しまして、水産庁の方からの回答としまして、特に評価軸2の項目については、「成果や取組が学術研究の進展につながるものとなっているか。」という評価軸がございまして、これを受けての記載ぶりとなっていますところ、高須賀委員の修文意見に関しましても特段に問題もないと考えており、この委員の御指摘のあった内容で修文させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大越部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

特段御意見ないようですので、そのようにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○山下開発調査センター所長 開発センターの山下です。すみません、ちょっと誤解があるといけな
いので、さっきの部分、少しだけ補足させていただきたいんですけども。

○大越部会長 さっきの部分って。

○山下開発調査センター所長 すみません、漁獲物収入の話でございます。

○大越部会長 漁獲物収入のところ、はい。

○山下開発調査センター所長 横田委員を始め皆様から評価の言葉を頂いていて、私からたまたまよ
かったという説明の仕方をしてしまったんですけれども、我々としても漁獲を上げるような努力をし
ています。それはなぜかという、成果が直接業者の漁獲増大につながるからなんです。ですので、
頂いたコメントは有り難いと思っています。

ただ、一方でそこに、それを目標だとか計画だとか、あるいはそこを目指してしまうとリスクの高
いような調査が今後できなくなってしまうので、先ほどのような説明をした次第です。申し訳あ
りません。

○大越部会長 追加の御説明でした。ありがとうございます。

それでは、元に戻りたいと思います。大臣評価（案）の全体に対する御意見でございますでしょうか。
特にございませんでしょうか。

それでは、ほかに特段ないようでしたら、ただいま審議した事項について水産部会として変更等の
意見出しを要するものとしたものは答申文書にその意見を記載することとし、その具体的な記述につ
いては部会長である私に御一任いただきまして、そのほかについては大臣評価（案）のとおりとする
ということを確認したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上により、水産研究・教育機構の令和7年度業務実績に関する大臣評価（案）に対する答申につ
いては、水産部会として、審議した内容を踏まえて意見を付した上で妥当であるといいたします。よろ
しく願いいたします。

それでは、ここで一旦休憩いたします。再開は約10分後、15時5分といたします。よろしく願い

いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時06分 再開

○大越部会長 それでは、準備はよろしいでしょうか。再開したいと思います。

議事を進めますが、その前に1点、水産庁からの御意見がございます。

○鈴木課長補佐 すみません、水産庁でございますが、先ほどの議論の中で修文の関係で1点訂正をさせていただきたいと思います。

そこは、場所としましては第6－1のガバナンスの強化のところで、大臣評価（案）の記述の明らかな脱字ということで、「以下の水産大学校の令和7年度一般選抜入試における合否結果に影響が生じた出題ミスについては、是正措置が執られているが、社会的な影響が大きく「法人全体の信用を失墜させる」」、先ほど議論では「もの」ということで修文いたしますということで了解を頂いたんですけども、こちらでは、「法人全体の信用を失墜させる事象」というのが決まった言葉といたしますか、この総務省の評価の通知の中にもこの単語で入っていますので、こちらも「もの」ではなくて「事象」という形で修正させていただければと思いますが、それで括弧を閉じるという形にさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○大越部会長 ありがとうございます。

ただいまの水産庁からの御説明ですと、先ほどの修文のところで「もの」というところを「事象」という文言に修正をするということで、特にございますでしょうか。

じゃ、お認めいただいたということで、そのように修正することにいたします。

それでは、議事を進めます。

農林水産大臣の諮問事項である議題3、水産研究・教育機構の第5期中長期目標期間業務実績に関する大臣評価（案）に入ります。こちらも事務局から事前に資料が送付され、委員各位から御意見を頂いております。

それでは、水産庁より大臣評価案の説明をお願いいたします。

○松田課長 それでは、松田の方から御説明いたします。

資料3－2の4ページ目、様式でいうと2－2－3になります。項目別評定総括表を御覧いただきたいと思います。

令和3年度から7年度までの評価及び第5期中長期目標期間の評価を一覧で載せております。こちら先ほどと同様、様式上の都合で第3の方から始まっております。第3から第6までございまして、第3は（2）「水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発」についてS評定、それ以外をA評定としております。

第4から第6についてはB評定としております。

先ほどと同様に、B以外のところを中心に、簡単に理由を御説明したいと思います。

まず、第3－1（1）の「水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発」でござい

ます。

ここでは特にTAC管理対象候補種を17魚種26資源から22魚種38資源に拡大したこと、スマートフォンによる撮影とAIによる画像解析技術の組合せにより、漁獲物の体長測定等を行うシステム開発、長期間蓄積した海洋環境データの解析による要因分析の外部発信や、日本海の表層だけではない温暖化や春の低塩化の発見等を顕著な成果として評価し、A評価といたしました。

次に、(2)の「水産業の持続的な発展のための生産技術に関する研究開発」でございます。

ここでは特にニホンウナギの種苗生産について、育成時期の短縮につながる種苗開発、飼育環境の改善技術、形態異常を抑制する飼料開発、量産用水槽の開発等を通じてシラスウナギ1尾当たりのコストを約20分の1に削減したことで、社会実装に向けて大きく進展したこと。ブルーカーボンについて海藻によるCO₂貯蔵算定手法の確立、ブリ養殖での魚病のノカルジア症について、世界初の生ワクチンの開発、魚体の脱血処理について、安価で汎用性の高い血管内容物置換器具の開発等、特に顕著な成果として評価する実績が複数あることから、S評価といたしました。

次に、(3)の「漁業・養殖業の新たな生産技術定着のための開発調査」でございます。

ここでは特に自動かつお釣り機の開発と釣獲能力及び採算性の実証により、新造漁船に初めて導入されたこと。スジアラの養殖について、生産コスト削減の実証等を重ね、生産コストが採算ラインの1キログラム当たり2,500円を大幅に下回る1,500円の達成。日本海大和堆において、未利用資源のドスイカの漁場開発から商業操業までの進展、加工製品のブランド化など、顕著な成果として評価し、A評価といたしました。

次に、第3-2の水産大学校の「人材育成業務」でございます。

ここでは特に定量的指標である二級海技士筆記試験の合格率80%以上及び就職内定者の水産業関連分野への就職割合が80%以上を5年間通算でいずれも達成したこと、教育対応研究の成果の一つとして、ツルアラメの抗アレルギー効果を研究してその効果を確認し、民間事業者によるサプリメント開発につなげたことなどを顕著な成果として評価し、A評価といたしました。

次に、第3-3の「研究開発マネジメント」でございます。

ここでは特に組織の総合力を発揮するため、知財管理や社会連携を含めた研究開発全体を戦略的に企画・調整する研究戦略部を本部に設置したこと、開発した漁業操業支援アプリについて法人内にベンチャー企業を設立して効果的に普及を推進したこと、能登地震の発生時における組織横断的な対応などを顕著な成果として評価し、A評価としました。

以上により、総合評価につきましては、水産庁長官通知に基づく各項目の評価の積み上げによる算定の結果でAとしております。

なお、第5期中長期期間の発生した法人全体の信用を失墜させる事象は、いずれも是正措置が行われていることから、期間実績評価においては特段の引下げは行っておりません。

説明は以上でございます。

○大越部会長 ありがとうございました。

それでは、水産研究・教育機構の第5期中長期目標期間業務実績見込みに関する大臣評価（案）についても、水産部会としての意見を取りまとめたいと思います。

大臣評価（案）に対して、各委員から事前に御提出いただいた意見等につきましては、事務局が取りまとめた整理表で御確認ください。これについて事務局より補足等ございましたら、説明をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 今回、委員の皆様から頂いた意見を整理した結果について御説明いたします。

資料3-1の整理表及び資料4の事前質問一覧を御覧ください。

令和7年度評価と同様に整理しております。また、この事前質問一覧につきましては、公表する本日の議事録の一部として取り扱うことといたします。

それでは整理表に入りまして、項目第3-1（2）につきまして、令和7年度評価の同じ項目のところの内容になりますけれども、大越部会長から大臣評定に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第3-3です。こちらについても令和7年度評価と同じになりますけれども、大越部会長から大臣評定に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、項目第4-1です。こちらは横田委員から大臣評定に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、第5-3です。こちらは宮川委員から評定Aでもよいではないかという意見を頂きました。委員の間で評定AとBに意見が分かれております。また、横田委員からも大臣評定に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、第6-1です。こちらは横田委員から大臣評定に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

次に、第6-5です。こちら横田委員から大臣評定に係る部分以外のところで御意見を頂いております。

以上となります。

○大越部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、整理表と大臣評価（案）に基づき、項目ごとに確認いたします。

なお、冒頭の総合評定につきましては、各項目の確認後に確認いたします。

それでは、各項目に入ります。

第3-1（1）についてですが、別の意見は出ておりません。ここで何か追加の御意見はありますか。

それでは、評定につきましては各委員いずれもAは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見として「大臣評価Aは妥当である。」、ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

第3－1（2）です。

令和7年度評価の同箇所と共通の内容となりますが、評定以外のところで私、大越より事前に質問を提出しております。

令和7年度評価の同箇所を確認しておりますので、特段の御意見等なければ説明を割愛したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、評定にいきます。評定につきましては、このところは各委員いずれもSは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見「大臣評価Sは妥当である。」、ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みます。

次に第3－1（3）、ここについては委員からの個別の意見はございません。

ここで追加で御意見ございますでしょうか。

特になければ、評定です。

評定につきましては、各委員いずれもAは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見としては、「大臣評価Aは妥当である。」、ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

異議なしと認めます。では、次に進みます。

第3－2、ここについては委員からの個別の意見は届いておりません。

追加の御意見等ございますでしょうか。

特になければ、評定につきましては各委員いずれもAは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見は、「大臣評価Aは妥当である。」、ほかに御意見がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次進みます。

第3－3、ここについては私、大越より質問が出ております。ここについても先ほどの令和7年度評価のところの意見と同じでございますので、特段何もなければ説明を割愛させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、評定につきましては各委員いずれもAは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見として「大臣評価Aは妥当である。」、異議はないとみなします。ありがとうございます。

では、次に進みます。

第4－1、ここにつきましては、横田意見より御意見を頂いております。ここですね。業務の、す

みません、ちょっとスクロールアップしていただき、

業務の効率化によって経費抑制が続けている。これについて、またそのほか何か追加の御意見等ございますでしょうか。

特にないようです。評定につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ありますか。審議会の意見は、「大臣評価Bは妥当である。業務の効率化によって経費抑制が続けている。」

ほかに御意見なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

第5－1、2、ここにつきましては、委員からの個別の御意見は出ておりません。

ここで追加で御意見等ございますでしょうか。

特にないとみなします。

評定につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見は、「大臣評価Bは妥当である。」、ほかに御意見なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、次に進みます。

次に第5－3、このところにつきましては、宮川委員より意見を頂いております。ここについては、御説明いただいて、それに対する御回答をお願いしたいと思います。

○宮川臨時委員 先ほど令和7年度の方でお尋ねしたことに似ているんですけども、第5期では3年から7年度の自己収入額の実績がその前の基準値になっている令和2年度よりも全て上回っていますので、Aでもよいのではないかとということで意見を出しました。

○大越部会長 ありがとうございます。

これに対して御回答お願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁でございます。

こちらも7年度と同様の話になるのですが、隔年の自己収入額が基準値を超えている、若しくは大きく増減している部分に関しましては、そのほとんどが先ほどの海洋水産資源開発事業における漁獲物の販売収入となっております。ですので、先ほどと同様に、経営努力による自己収入の増加とはみなしていないので、B評定としております。

○大越部会長 御回答ありがとうございます。

宮川委員、よろしいでしょうか。

○宮川臨時委員 はい、御説明は理解いたしました。B評定で妥当だと考えます。

○大越部会長 ありがとうございます。

今の点につきまして何かございますでしょうか。

なければ、この部分で横田委員より「大臣評価Bは妥当。年により増減はあるものの、たゆまぬ

努力の結果と判断した。」との御意見が出されていまして、これにつきましても何かございますでしょうか。

○横田臨時委員 すみません、横田です。いいですか。

○大越部会長 はい。

○横田臨時委員 もちろんたゆまぬ努力はなさっていることとは思うんですけども、先ほどの御説明であえてここに書かなくてもいいかもしれないので、削っていただいても大丈夫です。さっきの自己収入の件と同じところですので、いかがでしょうか。さっきよりはダイレクトに書いていないんですけども、ちょっと迷うところではありますが、先ほどの御説明でも経営努力というふうにはみなさないということであれば、ここで努力というのをあえて書かない方がよろしいのではないかと思いますので、削除していただければと思います。すみません。

○大越部会長 横田委員からの追加のといえますか、御説明でしたが、いかがいたしましょうか。

○鈴木課長補佐 一応補足させていただきますと、自己収入の増大の努力はもちろんされていると、既にされている。ただ、今回の増減の理由に関しては、ちょっとそこは経営努力とはみなせないという話だったので、そこはちょっと、今の書き方ですと全然書き方としては間違いではないと思うんですが、ちょっとその捉え方といえますか、自己収入自体はその漁獲収入に比べればちょっと規模は小さいですけども、ちゃんと自己収入でも一定の収入はありますので、そこはどう評価されるかということになるかと思えます。

○横田臨時委員 分かりました。

すみません、いかがでしょうか。

○大越部会長 水産庁からの補足説明でした。

いかがでしょうか。ほかの委員の皆様、いかがいたしましょうか。

特に御意見ございませんか。

○横田臨時委員 これは幸いなことに経営努力と書かなかったもので、経営努力と書いていたらちょっとさっきと矛盾するので削除がいいと思うんですけども、もしこういうことを書いてもいいのなら、じゃ、残していただく。ころころ変わって申し訳ないですけども、事実としての数字はあるので、残していただくのもいいかもしれません。皆様の御意見に従います。

○大越部会長 今までの一連の審議を経まして、いかがでしょうか。

特に御意見ないようでしたら、横田委員からの御意見「年により増減はあるものの、たゆまぬ努力の結果と判断した。」、これはここに付けて出したいと思いますが、御異論ございますでしょうか。

それでは、特に異論ないというふうに判断いたしました。

ということで、ほかに御意見等がなければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次に進みます。

次に第5－4、ここについては委員からの個別の御意見は届いておりません。ここで追加で御意見

等ございますでしょうか。

特になければ、評定につきましては各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ありますでしょうか。審議会の意見は「大臣評価Bは妥当である。」、これでよろしいということで、認めたいと思います。ありがとうございます。

では、その次、進みます。

第6－1、ここにつきましては横田委員より御意見が出ております。「大臣評価Bは妥当、特にハラスメント事項の引継ぎの遅れは、組織内のガバナンスのほつれとも感じられ、中長期的な対策が必要である。」と。これにつきまして、そしてそのほか何か追加の御意見はございますでしょうか。

特にないとみなしました。

評定につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見としては、「大臣評価Bは妥当である。ハラスメント事項の引継ぎの遅れは、組織内のガバナンスのほつれとも感じられ、中長期的な対策が必要である。」、よろしいでしょうか。

異議なしと認めます。ありがとうございました。

では次に第6－2、3、4、ここにつきましては委員からの個別の御意見は届いておりません。

何か追加の御意見はございますでしょうか。

特にないようです。

評定につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見は、「大臣評価Bは妥当である。」、異議なしと認めます。ありがとうございます。

では、次に移ります。

第6－5、ここにつきましては横田委員より御意見が出ております。「大臣評価Bは妥当。研究者の死亡事故は重く受け止めるべき事項であり、二度と起こさないための対策を組織として構築することを望む。」、これに対して又はそのほか追加の御意見等ございますでしょうか。

特にないとみなします。

評定につきましては、各委員いずれもBは妥当であるとしております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。

審議会の意見としては、「大臣評価Bは妥当である。研究者の死亡事故は重く受け止めるべき事項であり、二度と起こさないための対策を組織として構築することを望む。」、ほかに御意見等がなければ、大臣評価案については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に進みます。

第6－6に移ります。

ここにつきましては、委員より個別の意見は届いておりません。

ここで何か追加の御意見等ございますでしょうか。

特にないようです。

評価につきましては、各委員いずれもBは妥当としております。事務局より提示のあった評価書の審議会の意見への記載案と併せて、何か御意見等ございますでしょうか。審議会の意見としては、「大臣評価Bは妥当である。」、ほかに御意見なければ、大臣評価（案）については事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

これで各項目ごとの確認は終了。最後に総合評価について確認いたします。

水産庁又は事務局より御説明をお願いいたします。

○鈴木課長補佐 水産庁でございます。

こちら、総合評価につきましては、水産庁長官通知に基づく算定方法により、Sが1つ、それからAが4つ、あとBが11ということで、その各項目ごとのウエイト付けがございまして、それで算定した結果、全体評価はAとなりましたので、Aとさせていただきます。

これは先ほど松田課長からも説明がありましたとおり、令和7年度にC評価のあった項目については是正措置が行われているということで、こちらの期間実績評価の方では特段の引下げは行っておりません。

それからもう1点、事務局からの意見としてコメントがあつて、委員等の意見のところでは事務局案としまして、評価書記載案のところ、整理表の一番上のところにあるんですけども、こちら1点、修文がございまして、4、その他事項の後のボツのところですね。五行目のところで「業務実績見込評価」とあります。見込ではなくて今回実績ですので、この「見込」を削り「業務実績評価」になりますので、その修文がございまして、ここも併せて確認いただければと思います。

○大越部会長 御説明ありがとうございました。

大臣評価（案）の全体に関する御意見等ございますでしょうか。先ほど御説明のありました修文についても御確認いただきたいと思います。

特段ないようです。先ほどの修文についてはそのようにするという事で確認したいと思います。

そのほかにも特段ないようでしたら、ただいま本部会で審議した事項について、水産部会として変更等の意見出しを要するとしたものは答申文書にその意見を記載することとし、その具体的な記述については部会長である私、大越に御一任いただきまして、そのほかについては大臣評価（案）のとおりとすることを確認したいと思います。よろしいでしょうか。

異議なしと認めます。ありがとうございます。

以上により、水産研究・教育機構の第5期中長期目標期間業務実績に関する大臣評価（案）に対する答申については、水産部会として審議した内容を踏まえて意見を付した上で、妥当であるといえます。よろしくお願いいたします。

また、今回の大臣評価（案）に対する本部会の答申手続につきまして、部会長である私に御一任し

ていただけますでしょうか。

ありがとうございます。

続いて、その他ですが、事務局より特に予定するものはないというふうに伺っております。

まず、委員各位におかれましては何か御発言ございますでしょうか。

水産研究・教育機構から何かございますでしょうか。

○芳野理事長 理事長の芳野でございます。私の方から一言、御挨拶も兼ねてお話をさせていただければというふうに思っております。

本審議会でございますけれども、非常に長期間にわたって資料も含めてかなりの量の査読もしていただいたというふうに考えてございます。審議会の水産部会長を始め各委員の方々、あるいは水産庁の関係各所の方々に、本日、当機構の評価が決まったということを心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

前回の審議会でも一言申し上げたことなんでございますけれども、各委員の方々、あるいは水産庁の方々から頂きました質問、あるいは御指摘事項というのは誠にごもっともだというふうに私は考えてございます。それらのやり取りの中で、私ども新たな気付き、あるいは反省、あるいは取り組むべき課題というものがまたもう一段浮き彫りにされたんじゃないかなというふうに考えてございます。

本日の評価は令和7年、あるいは第5期中長期計画期間のものでございますが、現在第6期を進めております当機構の者として、これらの反省点も含めて、必ずや御指摘いただいたところを継続して改善していく、更には求められた成果を出していくということを新たに心した次第でございます。この決意をもってお礼と御挨拶に代えさせていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○大越部会長 ありがとうございました。

本日の予定の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして第33回国立研究開発法人審議会水産部会を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

午後3時49分 閉会

令和7年度及び第5期中長期目標期間業務実績に係る大臣評価(案)への事前質問一覧

【国立研究開発法人水産研究・教育機構】

令和7年度

中長期目標項目名		大臣評価(案)に対する質問等	回答案
第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
1 研究開発業務			
	(1)水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発(P10～23)	大臣評定案「A」は妥当である。ただし、＜評定に至った理由＞の記述において、評価軸1「・栄養塩不足によるノリの色落ち、」の部分が「法人の業務実績等・自己評価」からは読み取れなかった(当方の見落としの可能性もある)。(高須賀委員)	総務省の評価指針において「主務大臣は、年度評価及び中長期目標期間評価において、自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。」、「主務大臣は、当該国立研究開発法人の業務実績、目標・計画の達成状況等について自己評価書等により把握、分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。」とされており、自己評価に加えて、現地調査、理事長ヒアリング等を実施して情報収集した結果も踏まえ、政策責任者の視点で改めて評価を行うことから、法人が作成した自己評価での整理とは一致しないところがあります。
	(1)水産業の持続可能な発展のための水産資源に関する研究開発(P10～23)	また、評価軸2「・調査船等による海洋観測で得られたデータは、大学等の外部研究機関が行う様々な研究に利用され、アカデミアへの貢献も大きい。」はやや限定的に思える。「・調査船等による海洋観測で得られたデータは、大学等の外部研究機関が行う様々な研究にも利用され、広範囲で学術研究の推進に貢献した。」ではどうか。(高須賀委員)	特に評価軸2の項目「成果や取組が学術研究の進展につながるものとなっているか。」を受けて記載したところですが、ご意見の修正案でも問題ないと考えておりますところ、委員より他の意見がなければ「・調査船等による海洋観測で得られたデータは、大学等の外部研究機関が行う様々な研究にも利用され、広範囲で学術研究の推進に貢献した。」に修正いたします。
	(2)水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発(P24～40)	R7年度評価と長期評価の整合性について確認させてください。大臣評価(案)の中で、令和7年度評価1 研究開発業務(2)水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発の評価軸3 「ニホンウナギ種苗生産技術について、民間企業3社に量産規模の飼育技術を移転したことにより、1社が1万尾以上のシラスウナギ生産に成功し、人工種苗ウナギ由来の蒲焼き試食会を実施して社会実装に向けた国民理解の醸成に取り組むとともに、2社も小規模生産に成功したことは、世界で初めての人工種苗ウナギの商業化に向けて、大きな成果と認められる。」と、中期評価1 研究開発業務(2)水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発の評価軸3「令和6年度・令和7年度にも飼育技術の移転を実施し、大規模な量産ベースの飼育技術を移転した民間企業1社が2年連続でシラスウナギ1万尾以上の生産に成功し、人工種苗ウナギ由来の蒲焼き試食会を実施して社会実装に向けた国民理解の醸成に取り組むほか、小規模の飼育技術を移転した民間企業4社のうち2社がシラスウナギの生産に成功しており、特に顕著な成果が認められる。」とあるが、現在までシラスウナギの生産に対し技術移転をしたのは何社で、成功した民間企業は2社なのか、3社なのか、確認したい。(大越委員)	大臣評価案のご指摘の箇所については、実績及び自己評価の記載に基づき作成しておりますが、法人側に確認したところ、第5期全体では、技術移転を行ったのは5社、このうち3社が量産に成功、うち1社が大量生産に成功したとことです。
	(3)漁業・養殖業の新たな生産技術定着のための開発調査(P41～47)	大臣評価案における評価根拠(評価軸に対する内容)と法人自己評価における根拠内容はかなり食い違っている。これは、法人自己評価での根拠とは別の内容を評価根拠としたという理解でよいのか。(高須賀委員)	(再掲)総務省の評価指針において「主務大臣は、年度評価及び中長期目標期間評価において、自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。」、「主務大臣は、当該国立研究開発法人の業務実績、目標・計画の達成状況等について自己評価書等により把握、分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。」とされており、自己評価に加えて、現地調査、理事長ヒアリング等を実施して情報収集した結果も踏まえ、政策責任者の視点で改めて評価を行うことから、法人が作成した自己評価での整理とは一致しないところがあります。
3 研究開発マネジメント(P69～85)		修正版①7年度評価資料の76ページの大臣評価(赤字で表示) 8)その他の行政対応、社会貢献 ・令和7年秋季に瀬戸内海で発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事例の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施したことは、顕著な成果が認められる。 「・・・情報収集・分析を実施したことは、顕著な成果が認められる」、とあるが、より明瞭にするために文章を再度確認していただきたい。(大越委員)	ご指摘の箇所につきましては、マネジメントの観点より緊急事態に法人側で構築していた体制を活用して迅速に対応したことについて「A」評定とする根拠の一つとして挙げているところですが、ご提示した記載案に誤りがありましたので、委員より他に意見がなければ「令和7年秋季に瀬戸内海で発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事例の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施した。」に修正いたします。
			※修正後の本項目の大臣評価欄の記載イメージ 「以下を総合的に勘案した結果、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められることから「A」評定とした。 (中略) (8)その他の行政対応、社会貢献 ・令和7年秋季に瀬戸内海で発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事例の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施した。」
第5 財務内容の改善に関する事項			
3 自己収入の確保(P101～102)		大臣評価は「B」となっているが、「令和6年度の自己収入額を大きく上回った」のであれば、「A」が妥当ではないか。(宮川委員)	令和7年度の自己収入額が増大した理由については、そのほとんどが「海洋水産資源開発事業による漁獲物の販売収入」となっています。当該収入は、「海洋水産資源開発事業」の実施にあたり例外的に認められている収入項目であり、あくまでも事業実施の結果として生じる副次的なものとなるため(漁獲や漁獲物の販売を第一目的として事業を実施することはできない)、経営努力による自己収入の増加とは見なしておらず「B」評定としています。

【国立研究開発法人水産研究・教育機構】
第6期中長期目標期間

中長期目標項目名		大臣評価(案)に対する質問等	回答案
第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			
1 研究開発業務			
	(2)水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発(P33～50)	大臣評価「S」は評価基準に則り妥当。R7年度評価と長期評価の整合性について確認させてください。大臣評価(案)の中で、令和7年度評価1 研究開発業務(2)水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発の評価軸3「ニホンウナギ種苗生産技術について、民間企業3社に量産規模の飼育技術を移転したことにより、1社が1万尾以上のシラスウナギ生産に成功し、人工種苗ウナギ由来の蒲焼き試食会を実施して社会実装に向けた国民理解の醸成に取り組むとともに、2社も小規模生産に成功したことは、世界で初めての人工種苗ウナギの商業化に向けて、大きな成果と認められる。」と、中期評価1 研究開発業務(2)水産業の持続可能な発展のための生産技術に関する研究開発の評価軸3「令和6年度・令和7年度にも飼育技術の移転を実施し、大規模な量産ベースの飼育技術を移転した民間企業1社が2年連続でシラスウナギ1万尾以上の生産に成功し、人工種苗ウナギ由来の蒲焼き試食会を実施して社会実装に向けた国民理解の醸成に取り組むほか、小規模の飼育技術を移転した民間企業4社のうち2社がシラスウナギの生産に成功しており、特に顕著な成果が認められる。」とあるが、現在までシラスウナギの生産に対し技術移転をしたのは何社で、成功した民間企業は2社なのか、3社なのか、確認したい。(大越委員) ※令和7年度評価の意見と同じ	(再掲)大臣評価案のご指摘の箇所については、実績及び自己評価の記載に基づき作成しておりますが、法人側に確認したところ、第5期全体では、技術移転を行ったのは5社、このうち3社が量産に成功、うち1社が大量生産に成功したとのことです。
3 研究開発マネジメント(P84～107)		修正版①7年度評価資料の76ページの大臣評価(赤字で表示) 8)その他の行政対応、社会貢献 ・令和7年秋季に瀬戸内海で発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事例の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施したことは、顕著な成果が認められる。 「・・・情報収集・分析を実施したことは、顕著な成果が認められる」、とあるが、より明瞭にするために文章を再度確認していただきたい。 (大越委員) ※令和7年度評価の意見と同じ	ご指摘の箇所につきましては、マネジメントの観点より緊急事態に法人側で構築していた体制を活用して迅速に対応したことについて「A」評定とする根拠の一つとして挙げているところですが、ご提示した記載案に誤りがありましたので、委員より他に意見がなければ「令和7年秋季に瀬戸内海で発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事例の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施した。」に修正いたします。 ※修正後の本項目の大臣評価欄の記載イメージ 「以下を総合的に勘案した結果、研究開発成果の最大化に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められることから「A」評定とした。 (中略) (8)その他の行政対応、社会貢献 ・令和7年秋季に瀬戸内海で発生した養殖マガキ大量へい死について、発生要因の早期発見に資するため、関係府県との間で構築していた連携体制を活用し、事例の整理及び被害状況の情報収集・分析を実施した。」
第5 財務内容の改善に関する事項			
3 自己収入の確保(P125～126)		大臣評価は「B」となっているが、第5期である令和3～7年度の年度ごとの実績は、「基準値等」とされている令和2年度の実績をすべて上回っており、2倍以上の年度もあるため、「A」が妥当ではないか。 (宮川委員)	各年の自己収入額が基準値を超えている(増減している)理由については、そのほとんどが「海洋水産資源開発事業」による漁獲物の販売収入」となっています。当該収入は、「海洋水産資源開発事業」の実施にあたり例外的に認められている収入項目であり、あくまでも事業実施の結果として生じる副次的なものとなるため(漁獲や漁獲物の販売を第一目的として事業を実施することはできない)、経営努力による自己収入の増加とは見なしておらず「B」評定としています。